

重 度 訪 問 介 護 サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書

《 令和7年8月1日 現在 》

訪問介護ステーションころ

※当重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者様に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく「重度訪問介護サービス」を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 当社の概要

名 称	株式会社アクシリオ
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 望月 徹
所 在 地	静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号
連 絡 先	054-294-7895
設 立 年 月	平成27年3月4日

2. 事業所の概要

指定番号	重度訪問介護 事業所番号 2214200939	
事 業 の 目 的	株式会社アクシリオが設置する、訪問介護ステーションころにおいて実施する指定障害福祉サービス事業の重度訪問介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。	
名 称	訪問介護ステーションころ	
所 在 地	静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号	
連 絡 先	T E L	054-294-7895
	F A X	054-294-7894
管 理 者 氏 名	石川留美子	
運 営 方 針	1 事業所のホームヘルパーは、利用者様等の人格と人生観を尊重し、心身の状態や状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力を活かした自立的生活ができるよう、入浴・排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言等、その他の日常生活全般にわたる援助を行う。 2 事業の実施に際しては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努める。	
開 設 年 月 日	平成 27 年 8 月 1 日	
事 業 実 施 地 域	静岡市（但し、旧中藁科村、旧大河内村、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧清沢村、旧大川村、旧興津村、旧小島村、旧両河内村、旧庵原村、旧由比町、旧蒲原町の地域を除く）の区域とする。	

3. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（ただし、祝日、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日を除く）
営 業 時 間	9：00～18：00
サ ー ビ ス 提 供 時 間	24時間
サ ー ビ ス 提 供 日	年中無休

4. 職員の体制

職 種		常勤	非常勤	合 計	職務内容
管 理 者 兼 サ ー ビ ス 提 供 責 任 者		1 名		1 名	業務、従業者の管理
サービス提供責任者	介 護 福 祉 士	1 名	名	1 名	利用申込みに係る調整 従業者に対する技術指導 居宅介護等計画の作成 指定居宅介護等の提供
ホームヘルパー	介 護 福 祉 士	2 名	4 名	6 名	指定居宅介護等の提供
	実 務 者 研 修 修 了 者	名	1 名	1 名	
	1 級 課 程 修 了 者	名	名	名	
	2 級 課 程 ・ 初 任 者 研 修 修 了 者	名	5 名	5 名	
	重度訪問介護従業者養成研修	名	1 名	1 名	
	精神障害者ホームヘルプ講習修了者	名	名	名	
視覚障害者ガイドヘルパー		名	名	名	指定居宅介護等の提供
全身性障害者ガイドヘルパー		名	名	名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、次のサービス内容から定めてサービスの提供をします。

「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者様の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者様に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、利用者様やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者様の申し出により、いつでも見直すことができます。

【 サービス 内 容 】

区 分	サービス内容
重度訪問介護	居宅における日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等）及び外出時における移動の介護等、総合的な介護 （※重度の肢体不自由者の方で日常生活全般に常時の介護を要する利用者様が対象です。）

(2) 利用料金

※別紙の通り

(3) 償還払い

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者様に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(4) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をお支払いいただきます。

交通費	通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方が、当事業所のサービスを利用される場合の交通費 ・ホームヘルパーが訪問するための、通常の事業実施地域を越えたその交通費。 ・ただし、自動車を利用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点からその路程 1 km あたり 20 円を実費としていただくことがあります。
その他	・通院等の介助や移動の介護のサービスにおいて、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。 ※この費用については、サービスご利用時にその都度お支払いいただきます。 サービス提供のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

6. お支払い方法

利用料金のお支払いは、毎月 15 日頃に前月分の請求を致しますので、25 日までにお支払い下さい。ただし、1 ヶ月に満たない期間のサービスの場合は、利用状況に基づいて計算した金額とします。

お支払方法は、現金集金または口座振替にてお願い致します。

口座振替の場合、静銀経営コンサルティング株式会社のワイドネットサービスを利用致します。

振替日は 27 日となります。口座振替利用の際には、預金口座振替依頼書のご記入をお願いいたします。お支払い後は領収証を発行します。

7. サービスのご利用方法

(1) 利用中止・変更・追加などのお申し出

原則として、サービスの実施日の 24 時間前までに事業者にお申し出ください。

訪問時に、利用者様の体調等の理由で居宅介護等計画を予定されていたサービスの実施ができない場合等には、利用者様の同意を得て、サービス内容の変更をします。（その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。）

(2) サービスの変更・追加などの調整

サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者様が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者様に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(3) キャンセル料

利用予定日に対して急な利用中止のお申し出をされた場合、キャンセル料として次の料金をお支払い頂く場合があります。

利用予定日の 24 時間前迄にご連絡いただいた場合	無 料
利用予定日の 12 時間前迄にご連絡いただいた場合	当該基本料金の額の 50 %
利用予定日の 12 時間前迄にご連絡がなかった場合	当該基本料金の額の 100 %

ただし、利用者様の体調不良等、緊急かつやむを得ない場合のキャンセル料はいただきません。

(3) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- * 利用者様が入所施設等に入所された場合
- * 支給決定を受けられなかった場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができません。）
- * 利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

- * 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- * 利用者様が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日以内にお支払いがない場合、または利用者様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当社は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービス提供際しては、担当のホームヘルパーを決定します。
ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者様に説明するとともに、利用者様及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- ② 利用者様から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、利用者様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、速やかにホームヘルパーにお知らせください。

また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者様にその内容のご確認をいただきます。

内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供終了日より5年間保存します。

(2) 利用者様の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者様の記録や情報を適切に管理し、利用者様の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者様のご負担となります。)

10. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合や事故等が発生した場合には、速やかに主治医、当該利用者のご家族等へ連絡を致します。また、事故等が発生した場合には、市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	名 称		主治医氏名	
	住 所			
	電話番号			

緊急連絡先 家族（親族）	氏 名		続柄	
	住 所			
	電話番号			
保険者	名 称			
	住 所			
	電話番号			

1 1. 損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社 名	保 険 の 種 類
東京海上日動火災保険株式会社	超ビジネス保険

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）個人情報の保護について

- ・事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁ばいしょうせき記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。）

13. 苦情等の受付について

(1) 当事業所の苦情受付及びサービス利用等のご相談

訪問介護ステーション こころ (利用者様相談窓口)	所在地	静岡県静岡市葵区安東1丁目8番7号
	T E L	054-294-7895
	F A X	054-294-7894
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 (但し、祝日及び 8/13～8/15、12/31～1/3 を除く)
	担当者	石川留美子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

窓 口	連 絡 先 等	
静岡市 障害者支援推進課 自立支援担当	所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	電話番号	054-221-1098
	F A X	054-221-1453
葵福祉事務所 生活支援課 障害者支援担当	所在地	静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所2階
	電話番号	054-221-1099
	F A X	054-254-6322
駿河福祉事務所 生活支援課 障害者支援担当	所在地	静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階
	電話番号	054-287-8690
	F A X	054-287-8806
清水福祉事務所 生活支援課 障害者支援担当	所在地	静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所1 階
	電話番号	054-354-2106
	F A X	054-352-0323
清水福祉事務所 蒲原出張所	所在地	清水区蒲原新田二丁目16番8号 清水区役所蒲原支所内
	電話番号	054-385-7790
	F A X	054-385-3110
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会 (静岡県社会福祉協議会)	所在地	静岡市葵区駿府町1-70
	電話番号	054-254-5248
	F A X	054-251-7508

14. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石川留美子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。